

上尾市技能労務職員の給与の額、支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第25号

上尾市技能労務職員の給与の額、支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

上尾市技能労務職員の給与の額、支給方法等に関する規則（昭和62年上尾市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「61歳」を「60歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。